



土木工事に係る保安林解除申請書の適正化について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成 6 年12月2日

管 第 6 4 5 号
平成 6 年12月2日

部 内 各 課 長 }
各土木事務所長 } 様

土 木 部 長

土木工事に係る保安林解除申請書の適正化について（通知）

このことについて、農林水産部長から別添写しのとおり依頼がありました。
ついては、今後の事務の執行に当たり注意してください。

発 森 保 第 193 号
平成 6 年11月28日

土 木 部 長 殿

農林水産部長

土木工事に係る保安林解除申請時の適正化について（依頼）

公共土木工事に伴う保安林解除申請に当たっては、従来から、適切な申請書の提出に御配慮いただいているところですが、最近における申請書の一部において、申請時期と工事着手予定時期との間が極めて短時間であるもの及び記載事項等に不備がありその補正に長期間を要するもの等が見受けられます。
ついては、今後の申請に当たっては、下記事項に留意いただき一層適切な申請書が提出されるよう、貴職から各土木事務所長に連絡をお願いします。

記

- 保安林解除手続きに要する標準処理日数は、「許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令」（昭和52年 2 月 1 日鳥取県訓令第 1 号）により次のとおり定めているところである。
このため、申請時点における事業着手時期は、手続きに要する標準処理日数に解除予定告示後の縦覧日数（30 日）を見込んだものとする。

区 分	標準処理日数	備 考
大臣権限	100 日（予定告示まで。）	日数には、県の休日及び文書不備等のための照会日数は算入しない。
知事権限	45 日（予定告示まで。）	

- 最近の申請書における主な不備事項は次のとおりである。
 - 申請書の森林の所在場所（特に字名）が、土地登記簿と不整合なもの。
 - その他、関係図書相互の図示及び記載が不整合なもの。
例）事業区域及び解除区域の形状、施設等の延長・規格・数量等
 - 事業計画図等において事業区域の隣接地の地番界、地番、地目が未表示のもの。
- 道路改良事業等に係る解除申請において、当該解除申請地以外の既設道路敷地等が未解除である事実が判明した場合には、経過を調査の上、地方農林振興局林業振興課と協議を行うこと。
- 申請書の作成要領等については、このたび手引書「Q&A保安林解除 林地開発」を発行し、各地方農林振興局経由で各土木事務所へ配布済みであるので、参考にとすること。